

○財務省告示第三百三十一号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年三月三日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百三十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

十六	十五	十四	十三		十二				ロ		十一	十	九	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価額競争	発行行	振替単位
平成二十六年三月三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十六年六月二日				十九銭三毛	額面金額百円につき九十九円九	格	十九銭以上のそれぞれ九十九円九	平成二十六年三月三日	振替法の規定による振替口座簿
				償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に							す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	